

平成30年6月15日（金曜日）午前10時0分開議

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） おはようございます。

市民の皆様を私を市議会へ送り込んでいただいてから、間もなく1年が経過しようとしている時期でございます。

今回は、この1年間で疑義をただしてきた内容を中心に、一問一答方式によりまして、市長及び教育長に質問いたします。

初めに、税務行政につきまして市長にお尋ねいたします。

本年、平成30年2月の総務委員会におきましても申し述べてまいりましたが、世界では古くから行政による恣意的な租税をめぐりまして、歴史的にも有名な清教徒革命やフランス革命などの市民革命にも至った経緯があり、中世ヨーロッパでは今日に通ずる議会が既に誕生しておりました。

今日の我が国におきましても租税法律主義が採用され、課税・徴税が適正、公平に行われているかどうかは国民の重大な関心事でありまして、私も市民の代表の一人といたしまして、奈良市における職員の適正な配置や事務の効率化に向けて常に調査に取り組み、検討を重ね、建設的な提案のために全力を傾注してきた次第であります。

奈良市では、昨年、平成29年9月に議会に対して示されました平成28年度不納欠損一覧という資料によりますと、課税処理されているにもかかわらず消滅時効にかかっているものが多数、多額に上っており、しかもその理由が、徴税吏員が不足しており滞納整理が間に合わなかったというものであったことは、税金を適切に納めている納税者にとって不公平な実態を生み、租税の適正さに著しい問題が生じていたものと言わざるを得なかったところであります。

滞納整理が間に合わなかった理由が、徴税吏員の不足していた状況にあるということ認識するに至ったことから、今年度、平成30年度には徴税吏員の加配が行われていなければ、依然として適正、公平な徴税事務のために必要な措置がとられていないと言わざるを得ないわけですが、まずはこれに対する奈良市の対応についてお聞かせください。

1 問目、壇上からの質問といたします。

○副議長（三浦教次君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） おはようございます。

ただいまの三橋議員からの御質問にお答えを申し上げます。

徴税吏員の不足に対する対応ということでございますが、滞納処分を行うことができる徴税吏員数につきましては、徴収強化を図るため、昨年7月、国税OBを新たに3名採用し、合計7名とさせていただいたところでございます。これによりまして、今まで以上に困難な事案や高額案件についても着実に処理を進めているところであります。

また、あわせまして、昨年4月より徴税吏員の補助を行う事務嘱託職員を新たに3名採用し、

合計13名となっております。これにより、徴税吏員が行う調査等の事務量を減らし、効率的な徴収事務を行えるようになったところであります。

以上のような人員体制の強化を図っており、その結果として滞納処分が進み、徴収率の向上や不納欠損額の減少などの効果が出てきているところでございますが、徴税吏員数の今後につきましては、総合的な判断のもと、適正な人員配置を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 2問目以降は自席から質問いたします。

徴税吏員が不足しているということを示した事由に挙げられているわけですから、それに対する対策は、徴税吏員を加配するというでなければ、説明と対応に矛盾が生じているものと一見思うわけでありましてけれども、端的にお尋ねいたしますけれども、財務部門からの人員の追加要求というものは行われていたのでしょうか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 各課からの細かい要求人員数は、私は把握はいたしておりませんが、恐らく全ての部署で人が足りないという声は上がっておりますので、徴税吏員についても追加の配置を求める声はあったかというふうに存じます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） この分野につきましては、本年、平成30年2月の総務委員会でも指摘いたしまして、その際、副市長からは、平成30年度の人事異動に際して必要な人員の補充を検討していきたいという旨の答弁がございましたが、加配が行われていないというのは、しっかりと検討した結果として、しっかりと検討した上での対応なのかどうかという疑義が残るわけでありまして。

それを踏まえて再度質問いたしますけれども、先ほど申し上げましたように、平成28年度の資料を見ましても、消滅時効を理由とした案件、徴税吏員が不足して滞納整理が間に合わなかったという案件、これは5,646件に上っているわけでございます。それを解消するために徴税吏員の加配が必要だというふうに私は考えるわけですが、先ほどの答弁でございましたら、加配はしなかったけれども、それにかわる工夫によって、この点は是正のための措置をもう既にとっているという理解でよろしいのでしょうか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 滞納処分については内容もさまざまでございますが、少額で件数が多いものもあれば、高額で悪質なものもある、いろいろなものがございます。

御指摘をいただきました趣旨として、徴税吏員が今不足をしているという現状については私も認識いたしております。限られた職員の中ではありますけれども、特にこれまで職員では対応ができなかったような難しい案件については、経験豊富な国税OBを採用するなど、一定の努力、工夫はさせていただいているところでございますけれども、現状として人員がまだ足りていないという認識は持っているところでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 人員の加配に代替する施策をとっていただいているということも理解いたしましたし、引き続き徴税吏員の増員を検討していただくような答弁であったかと思っておりますので、今後も引き続き対応していただきたいというふうに思っております。

ちょっと時間の関係で次に行きたいと思っておりますけれども、適正課税、適正徴収のために、この一環として、徴税事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、催告封筒のデザインについて工夫を加えるよう私から提案してきたところでございますが、その取り組み状況についてお聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） この件はまさに議会で議員から御提案いただいたものでもございまして、我々も滞納市税の徴収に効果があるだろうと考えまして、5月の催告書の発送分から、従来の白封筒から黄色の色地のデザインに変更させていただきました。視覚的、心理的な効果が一定見込めるだろうというふうに考えております。もちろん発送したばかりでございますので、効果検証を後日しっかりと行わせていただいて、納税者に対する効果、影響というものをしっかりと見きわめてまいりたいと思っております。

6月以降も順次発送をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私も県において税務職員として従事してきた経験があることは申し述べてまいりましたが、それを踏まえて提案してきた内容の趣旨、目的を御理解いただいて行政事務に反映していただいているということは、率直にうれしく思っております。

ちなみに、導入されたのは、（三橋和史議員資料を示す）こちらの黄色と黒色の配色のある目立つ封筒でございます。（三橋和史議員資料を示す）従来がこちらの事務的な白色の封筒でございました。この導入によりまして、納期限を徒過して、また督促をしてもなお、いまだ納付がないものについて、この催告封筒が送られるということでございますので、納税者にとっても特に不都合はないというふうに私は考えておりますし、むしろ自身が滞納状況にあるということを認識し得る機会を積極的に提供するものでございまして、しかも費用をかけずに催告事務の効率化にもつなげられるというものでございまして、取り組みをぜひ継続していただきたいというふうに思っております。

次に行きたいと思っております。

法制事務について、引き続き市長にお尋ねいたします。

平成30年4月16日付で私から市長に対して文書質問を行った事項でございますが、奈良市の一部の条例につきまして改正漏れがあったということ指摘し、あわせて、そのほかにも同様の事例がないかどうかについて調査を求めた次第であります。

それを踏まえまして、その後の奈良市の対応について御説明ください。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） いわゆる法改正等に伴う条項ずれ等、そういった部分につきまして、是正がされていない部分があるのではないかという御指摘をいただきました。それにつきまして、全庁的に再点検を行うとともに、法務ガバナンス課でも調査を行わせていただいた次第でございます。

その結果といたしましては、14の条例につきまして、条文の整備を要するものが判明いたしました。それを受けまして、この6月議会において、合わせて15の条例を整備するための条例改正議案を提出させていただいた次第でございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 今回は全庁的に見直しを実施されたということでございまして、その調査及び事務上の事務作業については非常に膨大なものであったと思いますので、その点は担当の職員の皆さんには慰労申し上げる次第であります。

もちろん条例の改正漏れですから、私は執行機関だけでなく議会にもその責任の一端があるものというふうに考えておりますし、議会や議員も法制事務に対する見識をより一層深めていく必要も認識しているところでございます。

しかしながら、たとえそうであったとしても、複雑化した今日における行政事務の細かな点については、一義的には執行機関がその役割を担うべきであるということは当然のこととございまして、そうであると考えますと、条例の改正漏れが今回15の案件にも上るということについては、率直に申し上げて多過ぎるものというふうに驚いております。所管課が多数にも上っております。これらのことは、全庁的な改善が不可欠であることを示しているわけでございます。

この一面の事実に鑑みましても、やはり私が従前から申し上げておりましたとおり、市職員の法制事務能力、法務能力の向上のための取り組みが必要であるということは、今や市長も御認識いただいているところであるというふうに思います。

これに関連いたしまして、職員の昇任試験における法務分野の導入について、引き続きお尋ねをいたします。

奈良市では、職員の採用試験から昇任試験に至るまで、法務分野に関する知識や能力を問う内容が含まれておりませんでした。この点につきましても、私は市議会において、従前から法律に基づく行政を担保するという見地から、職員の法務能力の向上に向けた取り組みの必要性を指摘し、人事考課や昇任試験において法務分野を導入すべきであると申し述べてまいりました。

奈良市によるこれまでの議会答弁では、前向きな内容の方針が示されておりましたけれども、その後の進捗状況及び今後の方針について、改めて御説明願えますか。

○副議長(三浦教次君) 市長。

○市長(仲川元庸君) 職員の法務知識、法務能力の向上に向けての取り組みということでございますが、今年度の中級職員昇任試験におきましては、口述試験に加えまして、新たに一定レベルの法的知識や法令解釈のスキルを担保するために、法令に関する知識を問う筆記試験を導入しております。これは来週6月18日に実施する予定でございます。また、係長昇任試験や管理職昇任試験におきましても同様に、法務分野に関する試験の導入に向け検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員の法務能力の向上は重要であると認識をしておりますので、他の行政機関の事例なども参考にし、今後も研究を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(三浦教次君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) 中級職員昇任試験では、私の提案を取り入れていただいた内容で、この定例会の会期中にも実施されるということで認識いたしました。係長昇任試験及び管理職昇任試験においても、もちろん部下が理解しているのに上司が理解していないという状況では意味がありませんので、特に一定の決裁権を有する地位の職員をぜひ対象に、客観的な指標に裏打ちされた法務能力を担保していただくためにも、引き続き前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間の関係で、また次へ行きたいと思っております。

法制事務に関連いたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項に

ついて、市長の認識をお尋ねいたします。

地方自治法第180条第1項は、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により指定したものについては、市長の専決処分をすることを認めた規定であります。奈良市では、特定の予算関係や争訟関係など6つの事項についてのみ指定されているところでございます。しかし、先ほど申し上げたような、今回のような法令の条項を引用する規定などについて、法令改正により速やかな条例改正の必要があった場合でも、定例市議会が開かれるのを待たなければならないか、もしくは臨時に市議会を開くかということが必要になってくるわけでございます。

条例というのは、住民の権利義務にかかわる重要な法規範性を有するものでありまして、やはり問題が発覚しているのに最長で二、三カ月先の定例市議会を待つというのは、遅きに失するというふうに思いますし、一方で、条例の改正内容そのものについては軽微なものであるとすることができると思います。条例の改正漏れがないよう万全を期するということは大前提でございますけれども、他市では今回のような場合に市長の専決処分を認めている議会も少なくありません。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、当該議決事項に今回のような法令の改正または廃止により速やかな条例改正の必要があった場合に、法令の題名、条項または用語を引用するなど必然的に改正が必要な内容の限度で専決処分を認めることとした場合に、奈良市としてそれを適正に運用する準備があるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員御指摘の地方自治法の第180条第1項でございますが、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定をしたものは、市長が専決処分できるものとされております。直近では、平成24年6月議会で議員提案及び議決によりまして、支払督促の申し立てに係る訴えの提起など及び100万円以下の損害賠償の額の決定などの2つが加えられております。

今テーマとなっております条項ずれでございますけれども、これを整備するというを目的とした条例改正をいわゆる市長専決処分事項に追加をするかどうかということにつきましては、やはり議会の議決で御指定をいただくものでございますので、当然、私どもといたしましては、指定をいただいた場合には法律改正等に速やかに対応できるものであると考えております。

以上でございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） もちろん議会の判断を待つべきものであるというのは言うまでもないこととございまして、ただ、奈良市として、それを議決した場合には適正に運用するという前向きな答弁であるというふうに認識いたしました。

本件については、今後、私からも議員各位に提案していきたいというふうに考えております。次にまいります。

学校事務の効率化について、教育長にお尋ねいたします。

私も元銀行員といたしましての経験から問題意識を持つに至ったわけでございますが、学校諸費用の管理運用については、毎月の経費の徴収、管理、未納者の把握や連絡事務なども含めまして、保護者や金融機関との間でも膨大な事務が発生し、学校現場における職員にとって多大な負担になっているところであります。

そこで、現状において紙ベースで行っているこのような事務処理のIT化を進めることによりまして、現場の負担軽減につながるということを、昨年、平成29年以来、私から再三にわたって

提案してきたところでございます。これを受けて、奈良市においても事務の効率化に向けて取り組もうとしているものと認識しておりますが、この具体的な取り組み内容とその進捗状況について御説明ください。

○副議長（三浦教次君） 教育長。

○教育長（中室雄俊君） 三橋議員の御質問に自席からお答えを申し上げます。

平成31年度実施に向けた学校の諸費用の事務の取り扱いについての進捗状況でございますが、学校諸費用の口座振替に当たりましては、従前は各学校において、職員が金融機関の振替依頼用紙など主に紙ベースの資料を作成し、徴収を行ってきたところでございます。学校諸費用の取り扱いにつきましては、学校職員にとって膨大な事務量が発生していたことや、これまで無償で口座振替サービスを行っていた金融機関においても手数料の徴収の動きがあり、保護者の経済的負担が増加することなどが課題となっておりました。

このことを受け、これまでも議員より御提案をいただいております、南都銀行が実施をする学校諸費用口座振替のウェブ化システムを利用すれば、学校現場における事務負担の軽減が図られ、保護者にとっても現状どおり手数料が不要になることから、現在、教育委員会が窓口となり、同金融機関との間で切りかえ時に要する各種申請並びに切りかえに関する調整を行っており、当該システムへの切りかえ作業を段階的に進めているところでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） IT化のシステムを導入して進めていただくということで認識いたしましたが、奈良市として、これを導入することにより想定しているメリットについてお聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 教育長。

○教育長（中室雄俊君） お答えを申し上げます。

ウェブ化によりどのような成果を見込んでいるのかということについてでございますが、ウェブ化を実施することにより、1つ目には、私会計であります学校の諸費用、口座振替手数料が不要になることから、保護者の経済的負担の軽減につながるものというふうに考えております。

2つ目には、現在、振替依頼書などの作成は学校の職員が全て手作業で行っており、その事務作業にかなりの時間を要していますことから、システムを利用することで、事務作業の正確さの確保と効率化を図ることができ、相当量の事務作業軽減につながるものと考えております。

以上のことから、市立学校数の多い本市にとりましては、大きな成果につながるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良市において、学校諸費用の口座振替の事務を主に担っていただいている南都銀行におかれましては、従来からこの事務を無償で実施していただいております。しかも、今回の取り組みに必要なシステム導入経費についても、同行の負担により実施していただけるものというふうに聞いておまして、奈良市における施設数は、市立小・中・高等学校65校、また幼稚園やこども園なども対象でございます。これ46施設、計100以上にも上るわけですから、教育長がおっしゃるとおり、その見込める成果は非常に大きいものと思いますので、取り組みを推進していただくようお願いしておきます。

学校現場、また関係者からは、この取り組みには賛成で早期に導入をしてもらいたいと考えているけれども、奈良市教育委員会、本庁が考えているスケジュールがいま一つ伝わってこないという声も聞いているところがございますし、学校によっては、非効率な方法で行おうとしてしまっているような場合もあるように聞いておりますので、関係機関がよく連携して、奈良市においては、教育長みずから関心を持って積極的に推進していただきたいというふうに考えております。

時間の都合で、また次に行きたいと思いますが、お手元に資料をお配りしております。防災行政無線についてでございます。

この件につきましては、平成29年12月に私から市長に文書質問を行い、その後、平成30年3月の定例市議会、予算決算委員会などにおきまして、再三にわたって同報系防災行政無線の整備率向上の必要性を指摘してまいりました。当初の文書質問に対する回答があった平成30年1月時点におきましては、奈良市としての見解は、同報系防災行政無線の増設、拡張や配置の変更に関する追加の整備計画はないというものでございました。

このような奈良市の姿勢に対しては、私は重ねて異議を唱えてきたところでございますが、まず初めに確認をいたしますけれども、通告にもございますが、防災行政無線については消防用務においても活用することができるのではないかとということも私からも提案してまいりましたけれども、その後、検討状況をお聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 消防用務にも活用できるのではないかとということにつきましては、日ごろJアラートの国民保護に係る情報や地震情報、気象情報など、市民の防災や危機管理に係る情報を提供しておりますが、消防局の119番回線が一部地域でつながらないというような緊急事態においても、消防で実施する広報と並行して防災行政無線を活用できるように、本年5月10日に運用規程を改正いたしまして、対応できるようにしたところでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） そのように災害情報の伝達だけではなくて、消防目的も含めて市民生活にとって重要な役割を担うべき防災行政無線についてでございますが、平成30年3月16日の総務分科会での私の質疑におきましては、奈良市内のうち都市部区域における可聴範囲は約30%にも満たない、あるいはそれよりも著しく低い可能性さえあるということが判明しており、新たに整備する計画はないとしてきた奈良市の姿勢に対して、先ほども申し上げたように、私は再三にわたって異議を申し述べてまいりました。

そして、奈良市の方針に変化があったのは、本年3月20日の定例市議会の総括質疑においてでございます。私の質疑に対しまして、市長は、可聴範囲をより充実させていくことは大変重要なポイントだと思うと。また、平成30年度中に整備計画を立て、具体的な方策を検討していく、防災行政無線については、あまたある事業の中で優先順位は非常に高いものであるという、そういう答弁がなされるに至ったところでございます。奈良市がこのように考えを改めるに至ったことについては、防災に対する私の思いが通じてよかったなと率直に思うところでございます。現在ももちろんながらその考えに変わりはないというふうに思いますけれども、それを踏まえまして、本年度は可聴区域の調査が行われる予定でございます。

お手元の資料は、注意書きにもございますように、理論的に図示したものでございますが、（三橋和史議員資料を示す）実際にはこのオレンジ色で示されている範囲よりも聞き取ることのできる範囲が少ないということでございます。より詳しく調べるために調査が行われているとこ

ろなんですけれども、その進捗状況及び今後の整備率の向上のための来年度予算の計上に向けて、手続を見据えた計画について御説明いただきたいと思ひます。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今回、資料をお配りいただいておりますけれども、いわゆるカタログデータをもとにして机上の調査で可聴範囲をプロットさせていただいておりますが、可聴とされている範囲の中でも聞き取りにくい地域ももちろんあるかと思ひますし、このあたりをやはり実態に即した調査をしっかりとすることが必要であろうと。その上で、当然、財源にも限りがございますので、どういふ方法でどの程度の再整備が必要であるかということの詳細に検討していくことが必要だといふふうにて考えております。

そういったことで、今年度は予算をとらせていただきまして、聴取区域の調査業務を委託事業によりまして行う予定でございます。入札の公告は6月4日付で行っており、入札を6月27日に行う予定でございます。また、調査結果につきましては、おおむね10月ごろにまとまるという見込みをいたしているところでございます。

また、今後の整備計画については、先ほど申し上げましたように、どの程度の規模感でやるかといふことは、調査結果を見てみないことには見通しを立てることは難しいといふふうにて考えておりますけれども、現在のところは国の防災対策事業債を活用した形を検討いたしております。この起債につきましては、利用の可否について、明確な回答がまだ出ていない状況といふふうにて聞き及んでおりますけれども、今後、より詳細な調査結果をもとに、市としての整備計画を立案してまいりたいと考えております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 可聴範囲を効果的な水準に上げていくといふために、必要な経費としては、細かくはもちろん調査が済んでみないとわからないといふのは理解するところでございます。

ただ、一応、この机上検討だけでもおよそ4億円から5億円程度であると試算が行われ、市長にも報告されているといふふうにて聞いております。本年度の調査の結果が出るころを見据えて、現時点においての申し上げたように机上検討だけでもおよその金額、必要額といふのを想定できるわけですから、市長が答弁で3月におっしゃっていた整備計画、具体的な方策といふのは、具体的に、文字どおり具体的にどのような内容なのか、どのような内容を想定されているのかお聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 前回の防災行政無線の整備につきましては、国費の補助対象でございましたので、市費の負担は非常に少なかったといふことで、整備を一気にできたという利点がございます。今回については、先ほど申し上げました起債が対象となるかどうかはまだ今の段階ではわからないといふことで、一定の交付税の対象にはなると考えられますが、前回の整備に比べれば、やはり市の持ち出し分は大きくなることは予想されております。

そういったこともありますので、まずはどの程度、どのエリアが必要かといふことを押さえた上で、具体的な財源も含めた手法論については慎重に検討し、実行に移してまいりたいといふふうにて考えております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いかにも行政的な答弁をされるわけでありましてけれども、やはりおよその金額として4億円から5億円という試算も行われているところなんです。100億円かかるのか

1億円かかるのかわからないというので、検討が必要だというのはわかるんですけども、およその試算は、予算規模はわかっているわけです、現時点でも。

また、おっしゃるように、国による財政補助があれば、奈良市にとっては負担が軽減されるのでより好ましいというのは一定理解することができますけれども、市民からすれば、国費であれ奈良市の負担であれ、同じ税金という枠の負担で整備されるべきものであるという一般的な感覚は大切であるというふうに私は考えておまして、防災というのは行政目的で優先度の非常に高いものであるということ、また、防災行政無線の整備というのは本来市町村の責務として行われるべきであるということ、こういった観点からも、国費は投入されればもちろん好ましいというのは私も理解できるというのは先ほど申し上げたとおりですけども、この大体予算規模4億円から5億円程度、これを単費でも整備していく方針が、姿勢が市長にあるのかどうかということを知りたいと思います。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 4億円から5億円というのも、これもあくまで机上の空論というか、机上の計算ということでございますので、やはり実際に調査してみないと、詳細な調査をしてみれば、いや、実はもう倍ほどかかるというようなことも、これはなきにしもあらずですし、特に100%の可聴エリアというのは現実的には難しいということを考えれば、どういうエリアに限定をするのか、どういうところに優先順位を設けるのかというのは、これはなかなか市民の御理解も含めて必要だというふうに思っています。

そういった意味で、我々も現状に決して満足しているわけではないという認識は持っておりますので、いわゆる第二弾の整備の必要性自体は認識を持っております。あとはこれをどの程度の規模でやっていくか、また、特に財源が担保できるのか、起債が当たるのかとか、真水のキャッシュの持ち出しが要るのかとか、このあたりも含めて、具体的なやっぱり検討をしていかないと、責任を持った行動にはならないだろうというふうに思っております。

そういった意味で、今まさに慎重に検討しているところではございますけれども、市として国のお金でカバーできないから手を出さないということではなくて、市としてもやはり責任を持ってやっていきたいという思いは持っておりますので、また具体的な調査結果に基づいた段階で今後の見通しは申し述べてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 検討するというだけであれば、3カ月前の答弁と同じでございますので、この3カ月間何をしていたんだということになりかねないわけでありましてけれども、今おっしゃったように、市としても責任を持ってやっていく必要があるんだという旨の答弁でございましたので、ぜひ引き続き前向きに検討していただきたいというふうに思います。

これ例えば、今後3年間の期間で財源を措置していくという大体的な方針なのか、あるいは今後50年かけて財源を措置していくという話なのか、これ全然違うわけですよ。どういう感覚を、どういう想定をされて、期間的なもの、およそで結構ですのもう一度答えていただけませんか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） そうですね。おっしゃるように、何十年もかけて整備するというような筋合いのものではございませんし、やはりいつ何とき大規模災害が発災するかわからないという意味では、やはりはっきりとそれが、じゃ、3年か4年かと言われると、今の段階ではお答えが難しいですけども、数年以内に限られた期間の間で集中して進めていくべき内容であるというふ

うに考えております。

単年度でできるかと言われると、ちょっと大分苦しいところがございますけれども、数年でやはりやっていくというのが現実的だと思ひまして、前回は同じような発想でございましたので、数年でできるだろうと思ひますし、逆に言うと、できる範囲でまずはやっていくという考えかというふうに思っております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 非常に前向きな答弁だというふうに認識しておきます。これから後退することのないようにお願いをしておきたいというふうに思ひます。

これ職員さんが苦勞されてつくっていただいた資料でございますけれども、可聴範囲、机上検討だけでもできます。また、この設置に当たっては、土砂災害警戒区域とか浸水想定区域とか、あるいは要配慮者利用施設の位置とか、そういったものも位置関係を検討した上で、ぜひ無駄のないように計画を立てていていただきたいというふうに求めておきます。

時間もございません。次にまいりたいと思ひます。

庁舎管理の統括部署についてという点でございますが、ちょっと時間の関係で飛ばしたいと思ひます。

公有財産の管理実態の観点から、平成29年に文書質問を行い、その後も都市整備部に対して疑義をただしてきた事項でございますが、市立登美ヶ丘中学校に隣接する土地について、奈良市の管理の不行き届きによって、本来なら奈良市が所有者としてそれに帰属すべき区域が、ある民間の法人に占有され続けているという実態が判明しております。

これは、奈良市が開発許可をして開発行為が完了した後に、道路区域などとして奈良市に所有権を移転させるべきものであったものが、その手続がとられずにきたというものでございます。その結果として、相手方に対して取得時効の期間さえ経過してしまっている疑いもございまして、本来的に道路区域などとされるべき区域、ここに最近になって大規模な施設の設置などが計画されるに至って、地域住民の反対運動も発生しているという状況でございます。

まず、この地域、なぜその開発行為の許可、この手続、こんなにもずさんな状態で放置されてしまっているのか、その経緯について御説明いただけますか。

○副議長（三浦教次君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

○副議長（三浦教次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副議長（三浦教次君） 市長にかわって、都市整備部長のほうから答弁をさせていただきます。
都市整備部長。

○都市整備部長（岡本善昭君） 私から御答弁申し上げます。

ただいまの道路区域で引き継ぎを予定されている部分について、引き継ぎが現在もなされていないという状況になっておりますけれども、これにつきましては、その開発業者と覚書を交わしておりまして、この道路敷と学校との擁壁がございまして、現在あくまで仮の擁壁になってございまして、最終的にきちっとした擁壁にした上で引き継ぎをするというような覚書を交わしておりまして、その覚書がまだ履行されていないというところで、引き継ぎができていないというこ

とになっております。

以上です。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 平成29年——昨年ですね、12月にこの件について文書質問を行っておりまして、奈良市は所有権の取得に向けて法的見地から検討をしているという回答でありましたが、その後の対応状況について説明していただけますか。

○副議長（三浦教次君） 都市整備部長、挙手の上、お願いします。

○都市整備部長（岡本善昭君） 今、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、明確なお答えを申し上げられませんが、その後、事業者とは進展のない状況になっております。

以上です。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） これ12月ですよ。昨年12月に文書質問をして、法的見地から検討しているという回答だったんですよ。その後、半年たっている。これ時効取得も問題になるんですよ、皆さん。税金で、その土地を税金で取得していったというようなものを、これ放ったらかしになっているというのが実態じゃないですか。これしっかり市民の財産だということを認識していただいて、検討する、検討するだけじゃ誰でも言えるんですよ。しっかりと検討していただかないと、こういう公有財産の管理実態、前から申し上げておりますけれども、そういった点、市民の理解を得られないというふうに思いますので、しっかりと対応していただいて、中身のある説明を地域住民初め、また今後私も議会で質問させていただきますので、対応していただくようお願いいたします。市民や国民からお預かりしている財産ですから、ずさんな管理実態、これを早急に見直していただくようお願いしておきたいというふうに思います。

時間もないので、次に行きたいと思います。

本庁舎耐震化基本構想について質問いたします。市長にお尋ねいたします。

今回、示された耐震化の手法では、37億円という費用が見込まれているわけでありましてけれども、議会や市民からは広く賛同を得られている状況にはないというふうに私は考えております。後の二十数年の耐用年数が担保されるということでございますけれども、周辺環境を考慮したときのまちづくりという観点からも意見が出されているところであり、その他の重要な観点として——昨日、他議員からもございましたけれども——市役所である以上、防災拠点としての機能の担保も無視できないという事項でございまして、私も公務員時代には災害対策にかかわる職務にも当たっておりましたけれども、災害時に防災拠点である市役所が機能不全に陥ってしまえば、市民社会への打撃をさらに拡大してしまう要因にもなりかねないとは懸念を示したいというふうに思います。

単にいわゆる——昨日、他議員からもございましたけれども——建築基準法による耐震性を備えればよいというものではなくて、防災拠点としての機能が求められ、万全の備えが必要な施設でございまして、37億円という巨額の公金を支出して耐震化といっても、今回の計画、これ中途半端な対策となってしまえば、かえって無駄な投資になりかねない。被災した場合には、建てかえの場合以上に結果的に費用を要し、損害が発生する可能性も憂慮するものでございまして、市役所は防災の拠点なんだという観点から見たときの費用対効果において、今回の計画がなおすぐれているんだという根拠を市長から示していただきたいと思います。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 昨日も御質問を頂戴いたしましたが、耐震補強工事の場合は、長寿命化に関する工事部分を除き、いわゆる緊防債が利用できるということで、大変有利な財源でございます。緊防債の目的は、耐震性能を向上させるための補強、また改修工事に係る費用を対象に、地方債充当率が100%、そして交付税の算入率が70%ということになります。そういったことから、総事業費37億500万円から差し引きますと、本市の実質的な負担額というのは22億5040万円ということで想定いたしております。

一方で、建てかえの場合は、現地建てかえの場合では事業費が約82億円という計算をいたしております。そこから建てかえの場合は緊防債が適用できませんので、地方債の充当率90%、交付税算入が事業費の22.5%相当である公共施設等適正管理推進事業債を活用することになりますので、市の真水の負担で申し上げれば約63億5000万円程度ということになります。

そういったことを鑑みますと、当然、幾ら費用をかけてももっとよいものにするべきだというもの一つの考えでございますが、そもそもの今40年余りの耐用年数が経過をしている中で考えますと、残る二十数年間を今よりも耐震性を確保した中で、しかし一方で、市民の負担も一定限度でとどめておくというバランスをとった方針を今回策定させていただいたということになっております。このあたり、何が正解か非常に難しいテーマでもございますけれども、また、耐震化というものも、どんな地震にも耐えられる建物というのは当然存在しないわけでございますので、どの程度にどの程度の費用で対応しておくのかという判断が、一応一番重要になってくるというふうに考えております。

本市といたしましては、残る二十数年の耐用年数、そしてそれに要する経費、そして、それで我々が実現をすべき耐震性というところの総合的な判断をさせていただいたという考えでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 財政的なメリットがあるということは理解できておりますけれども、やはりそれが防災の拠点であるという観点から見たときの必要性を上回るような手法であるのかどうかというのは、やはり疑問がなお今回の計画には残るというふうに考えております。

時間もございません。次へ行きたいと思っておりますけれども、この庁舎の建てかえ、あるいは耐震化について検討するに当たって、庁舎のあり方というものを考える一つの要素として、職員の執務環境の最適化という一面からも、長期的な視野に立って考えた場合には、必ずしも建てかえよりも耐震化のほうが優位であるという根拠が示されているわけでは今回の計画にはないというふうに思っております。

特に職員の執務能率というのは、その建物の執務環境によって規定されるわけでありまして、必然的に市民サービスのあり方というものも、その建物の設計によって大きく左右されるものでありますので、現庁舎の建設時から既に40年ほどが経過しております。当時の執務のあり方というものから現在の執務のあり方というものは抜本的に変わってきているという状況があります。日々発生する経費を考えた場合には、建てかえ時または耐震化工事の時点だけの費用だけではなくて、それ以降に庁舎を活用していくという年限に対して発生する経費の多少についても、これを比較して議論していかなければいけないというふうに考えております。

その点について、端的にちょっと考え方をお示しいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） おっしゃるように、職員の働きやすさ、もしくは生産性の向上というよう

なことも重要だと考えております。このあたりは民間でも、いわゆるさらの建物でなくとも、いわゆるリノベーション物件で大幅に執務環境や居住性を変えられている事例がございますので、我々も今回、耐震化と同時に長寿命化という文脈の中で、執務環境を改善する取り組みはしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 執務スペースの改善という要素も多少取り込んでいただいているとはいえ、やっぱり抜本的には変えられないわけでございますし、ほとんどの部分は変わらないというふうに思っているんですけども、やはり日々の市役所の運営の効率性の度合いを規定するものであるという視点からも、やっぱりそういった検討が必要であるのではないかと意見を意見しておきたいと思っております。

最後の質問事項でございますが、新斎苑整備事業に関する公共用地の取得について質問いたします。

昨年、平成29年9月時点におきましては、基本計画にあったとおり、当初の計画部分である東側部分の用地を取得するという見解であったものでございますが、同年12月には、その範囲に加えて西側部分も追加して購入する方針が示されたという経緯がございます。

かねてから私は、奈良市が土地の鑑定評価の依頼を鑑定業者に行おうとした段階、つまり平成29年9月の段階で、既に西側部分も対象に含まれていたことに疑義があったことなどから、奈良市には従来から、遅くとも同年9月定例会議の開催中の時点で、既に西側部分も含めて購入する方針があったのではないかと指摘してまいりました。

また、それに先立って、当時の所有者と奈良市が交わっていた覚書の内容、このうち対象となる土地の地番は非開示とされてきたところでございます。（三橋和史議員資料を示す）黒塗りでこのようにされてきたわけでございます。そして、平成30年3月には西側部分も含めて売買契約が行われ、所有権移転を完了したところですが、その後新たに開示された覚書の地番表示の部分を見て、さらに疑義が深まったところでございます。（三橋和史議員資料を示す）黒塗りがとれて地番が書かれております。それまで非開示とされていた部分には、具体的に申し上げますが、924番1という土地が表示されておまして、しかもその土地は、奈良市が追加で購入することとなったと説明していたはずの西側に含まれている部分であることが判明いたしました。西側で、しかもそのさらに西側なんです。

そういったことを踏まえると、やはり西側部分を購入するという方針は、これ従来から所有者との間で覚書がこのように記載されておりますし、そういう取り決めがあったのではないかと疑義を持たざるを得ないんですけども、いかがですか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 西側の山林については、今までも地元の周辺の皆さんと協議をする中で、特に自然災害への従来からの不安を払拭するために、防災対策も含めて対応してほしいというお声をいただいたことを受けて、新たに提案をさせていただいたものでございます。

でするので、地元からの要請を受けて、地権者の方にも追加でその土地についても取得をさせてほしいということで、お願いをさせていただいたという流れになってございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 端的にお尋ねいたしますが、覚書を交わした段階では、その覚書、この覚書ですね、覚書の内容に西側部分の924番1という地番の土地が含まれていた事実は間違いな

いですよね。

○副議長（三浦教次君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○副議長（三浦教次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その今お示しをいただいた27年の覚書の段階で、西側の土地を購入するという話には一切なってございません。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、これ924番1といったら、かなり西側の土地のことを言っているんですね。私が質問しているのは、この覚書の内容に西側部分の924番1という地番の土地が含まれているという事実は間違いないですねということを知っているんです。しっかりと答弁してください。

○副議長（三浦教次君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時0分 休憩

午前11時1分 再開

○副議長（三浦教次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副議長（三浦教次君） 副市長。

○副市長（向井政彦君） 覚書は、平成27年7月にたしか交わしていると思います。今そのものはないですが、おっしゃいましたその924番1というのは、当時の地権者が持っておられる地番の順番がありますが、その一番最初の地番を入れているはずですが。まだ当時では、最終建設用地自体の広さもまだ確定はしておりませんでした。多分、約5ヘクタールということは考えておりましたが、実際に確定をしていなかったということで、地権者が持っておられる土地の地番の一番最初の部分、一番最初の地番をそこに書かせていただいたということでございます。その時点でそれ全てを買うとかそういうことは、地権者と約束しているとかそういうことでは全くございません。その後に地番の確定作業に入ったわけです。登記簿上の一番最初に924番1から始まって次、ちょっと今持っていないけれども、2とか3とか4とか5とかいう、こういうふうな地番になっておりましたので、その一番最初の部分をそこに入れたということでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ということは、924番1という地番が含まれているという事実、これは間違いないですね。

○副議長（三浦教次君） 向井副市長。

○副市長（向井政彦君） 今申し上げましたように、地番の確定はその後にやっておりますが、そこに書いておるとおりのことでございます。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 地番が一番最初だから、この地権者との覚書、法的効力を有する可能性

もある文書ですけれども、地番が一番若い数字だからといってこれ入れたんだと、そんなことは普通ないでしょう。土地を買いに行くというのは場所が大事なんですから。（三橋和史議員資料を示す）この公図によっても、西側のさらにもう西側ですよ、924番1といったら。基本計画はもっと東の部分、全然違う位置関係をここに示されているということなんです。

その事実を、これはやっぱり私が指摘してきたように、西側部分も買うような方針が従前からあったのではないかという——疑義ですよ——疑義がやっぱり深まるような内容が、この覚書一つとってもあるということをおきたいというふうに思います。

ちょっと時間もございませんので次に行きますが、今回の用地取得が前例となつて、ほかの公共事業でも鑑定価格の3倍、あるいは面積も2倍でなければ譲渡しないというような事態になりかねないということも憂慮するものでございます。

最後にですけれども、進入路が代替性のない道路となつてしまつていて、防災計画上の問題点に対する認識をお聞かせいただけますか。

○副議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 進入路については、地元の皆様方のお声もありまして、鉢伏街道側には道路は建設しないでほしいという声をいただいております。いざというときの防災、災害が発災した場合にどのように安全性を確保するかということについては、また今後、地元の皆さんとの協議を進めていきたいというふうに思いますけれども、今の段階としては、地元の皆さんのおっしゃっていただいていることを最優先に考えて対応していくということが求められていると思いますので、今後、防災の観点での検討ということについては、さらに議論を進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） やはり斎苑というのは地域防災計画にも重要な施設として位置づけられている施設でございまして、その進入路が1つしかないという事態、これはやはり危機管理の面からもしっかりと検討を加えていかなければならないという事実だというふうに思います。賛否両論あるかと思いますが、この新斎苑整備事業、いろんな防災に関する疑義がございまして、やっぱり土地購入についても、西側部分の防災対策というふうにおっしゃいますけれども、それについても、やはり当初の市の説明に対しても疑義が残っている状態だと言わざるを得ない状況だというふうに指摘しておきます。

今回ちょうど1年ということで総括的に質問してまいりましたけれども、これ以外にもいろいろ求めていることがございますので、引き続き検討のほどよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。